

非常勤職員の年次休暇の不適切な管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
<p>収用委員会 事務局</p>	<p>非常勤職員の年次休暇については、任用の日から1年以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤をした場合は、一般職非常勤職員就業等規則別表第2に掲げる日数を付与するものとされている。</p> <p>しかし、収用委員会事務局において、平成27年10月1日に任用し以降継続して勤務した非常勤職員に対し、平成30年4月1日に付与した年次休暇については、別表第2における「勤続勤務年数が2年以上3年未満」に該当することから12日とすべきところを0日としていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 711 1593 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">雇用期間</th> <th rowspan="2">任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間</th> <th colspan="2">年度当初に付与される年次休暇付与日数</th> </tr> <tr> <th>（正）</th> <th>（誤）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月1日～平成28年3月31日</td> <td>—</td> <td>0日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日～平成29年3月31日</td> <td>6月を超える</td> <td>10日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日～平成30年3月31日</td> <td>1年6月以上</td> <td>11日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日～平成30年9月30日</td> <td>2年6月以上</td> <td>12日</td> <td>0日</td> </tr> </tbody> </table>	雇用期間	任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間	年度当初に付与される年次休暇付与日数		（正）	（誤）	平成27年10月1日～平成28年3月31日	—	0日	-	平成28年4月1日～平成29年3月31日	6月を超える	10日	-	平成29年4月1日～平成30年3月31日	1年6月以上	11日	-	平成30年4月1日～平成30年9月30日	2年6月以上	12日	0日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>本事案は、非常勤職員の年次休暇の管理について、非常勤職員就業規則の解釈を誤り、複数名での確認を十分にしないまま処理していたことにより生じたものである。</p> <p>監査の指摘を踏まえ、誤って付与した平成30年4月1日の年次休暇日数を修正し、任用期間満了の平成30年9月30日の残日数を正しく算定した。その上で、平成30年10月1日から当該非常勤職員を任用した他所属へ年次休暇残日数を改めて引き継いだ。</p> <p>また、非常勤職員に付与する年次休暇日数に係る注意事項について、事務局内に周知・共有を図った。</p> <p>今後は、非常勤職員の年次休暇の管理について、年度始めの年次休暇付与日数算定時及び毎月の出勤簿確認時に、必要となる規則をその都度十分に確認するとともに、複数名で当該事務を実施することで再発を防止する。</p>
雇用期間	任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間			年度当初に付与される年次休暇付与日数																					
		（正）	（誤）																						
平成27年10月1日～平成28年3月31日	—	0日	-																						
平成28年4月1日～平成29年3月31日	6月を超える	10日	-																						
平成29年4月1日～平成30年3月31日	1年6月以上	11日	-																						
平成30年4月1日～平成30年9月30日	2年6月以上	12日	0日																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月22日）